

モジュール11

家庭から分離された子どもへの対応

モジュール11

家庭からの分離に関する児童福祉法上の措置

○ 一時保護による子どもの安全確保

- ～ 虐待の通告を受け、緊急度が高いと判定された場合において、児童相談所長又は都道府県知事による措置の決定がなされるまでの間、子どもを一時的に保護
 - ※ 必要な場合には、保護者の同意なしに職権により一時保護することも可能
- ～ 児童相談所が所内の一時保護所に保護するケースのほか、他の機関や法人・私人に委託して一時保護が委託されるケースもあり

○ 長期にわたる家庭からの分離

- * 一時保護した子どもについて総合的な判定を行った結果、家庭に戻ることが適当でないとは判断された場合

→ 児童養護施設等の施設への入所措置

又は

→ 里親等への委託

児童福祉施設と学校教育（義務教育）

○ 児童養護施設・里親等委託

- 施設や里親等の家のある校区等の学校に通学

○ 児童自立支援施設

- 原則として、施設内分校・分教室 又は 地域の学校へ通学
 - ※ 実態として、学校教育の実施は、分校・分教室によるものがほとんど
- 当分の間、施設による教科指導での代替も可

○ 情緒障害児短期治療施設

- 一般的に、施設内学級に就学

※ 一時保護所に入所中の児童生徒の学習

児童養護施設とは

児童養護施設

(児童福祉法第41条)

乳児を除いて、保護者のない児童、虐待されている児童
その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養育
し、あわせてその自立を支援することを目的とする施設

《全国に559カ所 約3万人[平成18年現在]》

※ 入所児童等の実態の変化

- 主な入所理由は、「孤児・貧困」から「家庭養育の不適切さ」へ
- 施設によっては、慢性的にはほぼ満員状態

※ 校区等の学校への通学という原則

- 入所児童の実態の変化に伴い、施設と学校との関係にもさまざまな課題

児童養護施設と学校との連携

○異なる機関が連携を進めていく上では課題も多い

〈例〉勤務形態の違い; 学校が子どもを預かる間、施設職員は勤務外
(休憩)

○施設側からも、学校の理解と協力を得るために努力

- * 地域への啓発
- * PTA活動への協力
- * 職員交流 など

※ 連携はいまだ「個人に依存」の段階

《事例；相互の連携》

日常的な連絡・定期的な情報交換

- 子どもについて急な用件が発生した場合など、日常的に連絡
- 必要に応じ、相互の教員・職員が参加しての情報連絡会を開催

[情報交換会の一般的な例]

【 会 場 】 学校又は児童養護施設の構内

※ 学校と施設で交代に開催し、施設設備の状況や現場の雰囲気
を相互に体感するケースも

【開催頻度】 定期的で開催(各学期1回、各月1回など)、又は随時開催(問題行動
など解決しなければならない課題が発生した場合等)

【 内 容 】 それぞれの方針等を説明、子どもの様子について情報交換

【 参 加 者 】 学校側； 管理職、担任その他の教員等
施設側； 施設長、担当職員等

※ 年度当初には顔合わせのため全員出席とするケースも
モジュール11

学校・施設における情報交換会等の実践 【具体的な実践例】

＜事例1＞年2回（5月、8月）、管理職及び関係学級担任が児童養護施設を訪問し、子どもの生活の様子などについて、施設職員と情報交換し合っている。

＜事例2＞児童養護施設職員が、年間3回程度学校を訪問し、学校の管理職や担任等と子どもの生活や学習の様子について、話し合いの機会をもっている。

＜事例3＞1学期と3学期は学校を会場に、2学期は児童養護施設を会場にして、一人一人の子どもについて、学校、施設の全職員で情報交換を行い、指導に役立てている。

＜事例4＞日々のできごとを随時連絡し合っている。また、施設長がたびたび来校するなどして、情報交換を行っている。

《事例；相互の連携》

機会を捉えた相互訪問や行事への参加

○ 行事の機会を捉えた訪問・行事参加

- * 学校の行事；運動会、作品展、授業参観、個別面談 など
- * 施設の行事；納涼祭、クリスマス会、こども祭り など

○ 教職員の転入当初における施設訪問

相互訪問や行事参加の実践

【具体的な実践例】

- ＜事例 1＞教職員が家庭訪問の実施時期に施設を訪問したり、学校が実施する個別面談に施設職員が出席するなどして、子どもの様子について話し合いを行っている。
- ＜事例 2＞校長や教員が、納涼祭やクリスマス会、こども祭りなど、児童養護施設の行事に参加し、子どもの活動の様子を参観したり、共に活動したりしている。
- ＜事例 3＞児童養護施設職員が、授業参観、運動会、作品展などの学校行事に出席し、子どもの学校生活の様子や学習の成果等を参観している。
- ＜事例 4＞児童養護施設職員も保護者会に出席し、他の保護者と交流を深めたり、情報交換をし合ったりしている。

《事例；相互の連携》

研修における連携・協力

○ 児童虐待等に対する学校の教職員等の理解を深める研修

- * 施設に勤務する臨床心理士に研修講師を依頼して研修会を開催
- * 校区内に児童養護施設を有する学校の教職員、施設の職員等が合同で参加する研修会を開催
- * 教員の年次研修の一環として、児童養護施設で3日間の体験研修を実施

その他の連携の試み

＜事例1＞児童養護施設の職員もPTAの役員等になったり、PTAの諸行事に参加したりして、他の保護者や地域の人々との交流を深めている。

＜事例2＞6月と10月の年2回、校長及び施設長、民生委員、区長、警察等との連絡会議を開催している。

＜事例3＞子どもの学力を向上させるために、教員による学習会を実施したり、児童養護施設職員に学習指導の協力を得たりしている。

＜事例4＞子どもが他の子どもと共に学習に取り組めないような場合、又は、他の子どもに迷惑をかける行動が続くなどした場合に、施設職員に子どもの様子の参観や個別指導を依頼する。

連携を進める上での課題

○ 情報の共有をめぐる課題

- － 個人情報保護を理由に、情報共有がなされない。
- － 施設入所時点で、児童相談所等からも十分な情報提供がなされていない(なぜ入所し、転校してきたのかわからない)。
- － 施設側が、子どもの背景を詳しく知ってもらいたいと思う時は情報提供するが、施設の子を特別扱いしてほしくないと感じる時は十分な情報をくれない。

○ 学校側における校種間連携の不足

- － 小・中学校のそれぞれと児童養護施設との間の連携は図られているが、小学校・中学校間の連携が図られていない。

○ 勤務形態の違い等による連絡の難しさ

- － 施設職員の勤務ローテーションの関係等で、学校と施設との間で連絡事項が引き継げないことがある。

より一層の連携推進のために

～ 個人レベルの連携から組織レベルの連携へ～

- 教職員は、施設職員を「呼び出しを拒まない保護者」扱いしない
- 研修講師の相互派遣、心理職どうしの情報交換等で連携を拡大
- 教育委員会は、校区内に施設のある学校に対し適切な支援
- 組織どうしであることをメリットに

里親という制度

里親制度

(児童福祉法第6条の3、第27条第1項第3号、第34条の14～第34条の16ほか)

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当と認められる児童(要保護児童)を養育することを希望する者(里親)が、都道府県知の認定(及び登録)、委託を受けて、自らの家庭でその養育を行う制度

○ 養子縁組を前提としない里親(養育里親)

- 一 養育里親; 認定を受け、養育里親名簿に登録された後、委託を受けて要保護児童を養育

※ 一定の研修の修了が認定・登録要件

- 一 専門里親; 養育里親のうち、特に虐待等により心身に有害な影響を受けた児童を専門に養育する者として認定・登録

※ 養育又は児童福祉に関する一定の経験、専門の研修の修了等が認定・登録要件

○ 養子縁組を前提とした里親(養子縁組里親)

○ 三親等以内の親族が、両親等に代わって養育する里親(親族里親)

☆ 学校では、里親に委託された子どもについても、虐待による影響を受けている場合が少なくないこと等に配慮し、適切に指導・支援

家庭的環境による養育の充実

○ 社会的養護のトレンドは「地域的・家庭的な養育」へ

背景； 社会的養護を必要とする子どもの数の増加
虐待等子どもの抱える背景の多様化

→ 社会的養護の受け皿として、家庭での生活を通して愛着形成を図ることができる家庭的養護の拡充に向けた要請が強まる

平成20年の児童福祉法改正（平成21年4月1日施行）

～ 養育里親の認定・登録に関し一定の研修を要件付け

※ 最初から完璧な人を里親に認定する発想から脱け出し、希望者に対してはまず研修を行い、段階的に里親を創り出す取組を促進（里親手当も、同時に引き上げ）

* 小規模家庭型児童養育事業（ファミリーホーム）の制度化

～ 小規模グループ形態の住居で、家庭的な養育環境の下、適切な支援の質を担保しながら、一定人数の子どもをより適切に養育する事業の制度を創設

小規模家庭型児童養育事業（児童福祉法第6条の2第8項【新設】）

保護者のない者又は保護者に監護させることが不相当と認められる児童等の養育に関し相当の経験を有する者等の住居において養育を行う事業